

八尾市立高美南小学校 いじめ防止基本方針



令和8年度

学校いじめ防止基本方針（目次）

宣言

基本理念

いじめについて

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

(2) いじめ対策委員会の構成及び役割

① 構成

② 役割

2. 具体的な取組み

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

② 未然防止のための取組み

③ 未然防止のための体制

(2) 早期発見

① 基本的な考え方

② 早期発見のための取組み

(3) 家庭や地域との連携についての取組み

①基本的な考え方

②家庭や地域との連携についての取組み

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

(2) 対応について

①いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント

②いじめを受けている児童、その保護者への対応

③加害の児童、その保護者への対応

④いじめが起きた集団への対応

⑤校内での対応

⑥ネット上のいじめへの対応

(3) いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

4. 重大事態への対処について

5. いじめ防止のための取組み 年間計画

八尾市立高美南小学校 いじめ防止基本方針

《宣言》

人権尊重の精神に根ざした全教育活動を通して、自己実現をめざす児童、人間性豊かな児童の育成に努めることを教育目標とする本校は、「いじめは重大な人権侵害事象であり、絶対に許さない」という認識を持ち、安心・安全で豊かな心を育む学校づくりに励みます。

基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観する行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が児童一人ひとりを多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち指導を徹底することが重要であることを共通認識し、「チーム学校」で対応にあたる。

いじめについて

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとされている。（いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷を嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害をうけ

た児童の立場に立って組織的に行う必要があると認識し、本校においても「いじめ対策委員会」を中心に全校体制で児童の実態把握に努めている。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要であると考えている。

「いじめ」は、どこの学校でも、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉えるとともに、「いじめは起こる」という前提に立って考える必要があると認識している。日頃から児童の様子をチェックすることで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速な対応を組織的に行っている。

本校では、全教職員・全児童が「いじめは絶対に許さない」という学校風土を定着させ、児童が安心して生活できる人間関係づくり、集団づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識をもち取り組んでいきたい。

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。
- ・ いじめへの対応を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・ いじめの問題等に関する指導記録については、次年度に、適切に引き継ぎができる体制をとる。

(2) いじめ対策委員の構成及び役割

①構成

校長・教頭・首席・生活指導担当者・人権教育担当者・養護教諭・各学年主任・担任・関係教職員

②役割

- ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・ いじめ未然防止の取組みの策定
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う。

- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連絡等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- ・ 基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラー等専門家の活用や関係機関との連携も図る。

2. 具体的な取組み

(1) 未然防止

①基本的な考え方

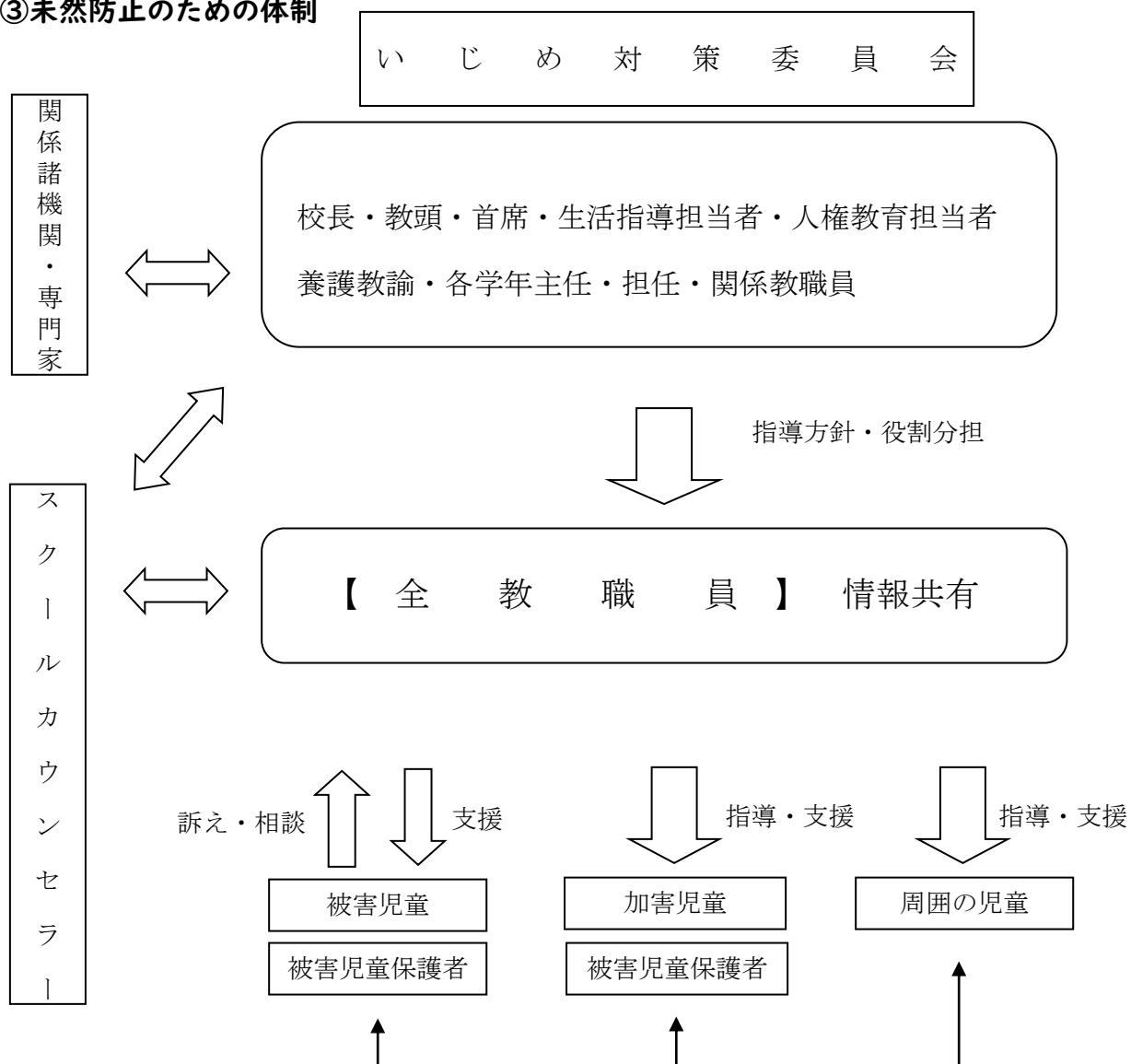
- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、人権尊重を徹底し、いじめ未然防止に取り組む。
- ・ 未然防止の基本として、児童が安心して安全に学校生活を送ることができなければならない。規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような学校づくりに努める。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土の醸成に努める。
- ・ 人権に関する知的理解および人権感覚をはぐくむ学習活動を各教科・特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。
- ・ 児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、信頼のある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。
- ・ 未然防止の取組みの成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組みを定期的に検証・検討し、PDCA サイクルで継続する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

②未然防止のための取組み

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 様々な場面でのいじめの問題を話題にし、「いじめは絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。

- ・「発達障がいを含む、障がいのある児童（生徒）」「海外から帰国した児童（生徒）や外国人の児童（生徒）、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童（生徒）」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童（生徒）」「新型コロナウイルスに感染した児童（生徒）または家族が感染した児童（生徒）」など、特に配慮が必要な児童（生徒）については、日常的に、当該児童（生徒）の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童（生徒）に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じられる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・児童（生徒）がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・いじめの問題を児童自身が主体的に考え、お互いに認め合える人間関係や児童自身がいじめ防止を訴えるような取組みを推進する。
- ・いじめについて理解を深め、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのではなく、いじめを指摘できる能力を育む。
- ・学級や学年等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・集団づくりや各学年の系統立てた人権教育の充実、さまざまな人との出会い、道徳教育、体験活動・異年齢交流等を通して児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・「わかる授業づくり」「すべての児童が参加・活躍できる授業づくり」の工夫を行う。ペア学習やグループ学習といった学び合いの授業を取り入れ、課題のある児童も参加・理解できる授業を展開していく。また、落ち着いて学習に取り組めるよう「チャイムで授業を始める」ことや話を聞く姿勢など、学校全体で授業規律を守る取組みも進めていく。
- ・自己有用感や自己肯定感を育むために、道徳教育や異年齢交流、人権学習を中心に各学年でさまざまな人との出会いや地域の人から学ぶ機会を積極的に設け、児童が人と関わることの喜びや大切さに気付く取組みを進める。
- ・児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育む。
- ・ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。

③未然防止のための体制



※スクールカウンセラーによる支援

(2) 早期発見

①基本的な考え方

- ・教職員は、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められていることを自覚する。
- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を共通認識する。

- ・ 外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。
- ・ 暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがえがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- ・ 携帯・ネット上のいじめは、特に見えにくく、被害児童が悩みを抱え込んでしまう場合が考えられる。パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるように啓発し、各家庭にも理解を求める。
- ・ 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

②早期発見のための取組み

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・ 相談窓口の設置や、「こころと体の相談室」としての保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・ 定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化の変化を把握できるようにする。
- ・ いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。
- ・ 普段から児童の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。
- ・ いじめに関する情報はすべて教職員全体で共有する。

(3) 家庭や地域との連携

①基本的な考え方

- ・ 学校の基本方針等について理解を得ることや様々な機会を捉えた情報受信により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・ 児童に対して、学校と家庭が同一歩調で対応が出来るように、信頼関係の構築を図る。
- ・ 多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうることから、日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。

- ・子どもは、家庭や学校だけで育つのではなく地域の支えが非常に重要であることを理解して頂き、地域の子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

②家庭や地域との連携についての取組み

- ・地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ・地域と連携して取組みを推進する。
- ・学校新聞や学年通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- ・家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし信頼関係を構築する。
- ・PTA 実行委員や地域の会議等、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・地域行事への積極的な参加を通して、地域住民との交流を深める。
- ・校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する
- ・被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・教育的配慮のもとに毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係諸機関・専門機関との連携を図る。
- ・教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) 対応について

①いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント

ア) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するように配慮する。

イ) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や学年の教職員や生活指導担当者等

の分掌長に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

ウ) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、支援要請する。

エ) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から警察に相談し、対応方針を検討する。特に、児童の生命・身体および財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには直ちに警察に相談し、適切に援助を求める。

②いじめを受けている児童、その保護者への対応

ア) いじめを受けている児童への対応

いじめを受けている児童が落ちついて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。その際、いじめられた児童にとって相談できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じてスクールカウンセラーの協力を得て対応にあたる。

イ) 被害の児童の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、配慮して丁寧に話を聴く。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。
- ・児童や保護者の訴えに誠実に対応するため、事実確認はできるだけ迅速に行う。そして、学校の「いじめは絶対に許されない」という姿勢を児童や保護者にしっかりと示す。
- ・今後の対応については、被害の生徒に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

③加害の児童、その保護者への対応

ア) 加害の児童への対応

- ・速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる児童からの聞き取りについては、個別に行うなどの事実確認を行う。

- ・事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任も自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、配慮していねいに話を聴く。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等、加害の児童の「人格」を否定しているという感情にとらわれるのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いにも傾聴しながら伝える。

④ いじめが起きた集団への対応

いじめを見ていたり、同調したりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためにも、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。

また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとってはいじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や『傍観者』の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられることから、すべての教職員が『いじめは絶対に許さない』『いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる』ということを見童に徹底して伝える。

⑤ 校内での対応

いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全児童がお互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営を行うとともに、すべての教

職員が支援し、児童が他者と関わる中で自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通してその背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。そのうえで、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

また、運動会や校外学習等の学校行事は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が異なる意見の他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

⑥ ネット上のいじめへの対応

1. ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNS でのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。
2. 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
3. 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(3) いじめ解消の定義について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ

るものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。
- ・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

4. 重大事態への対処について

【重大事態】 *いじめ防止対策推進法第28条より

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認（いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく確認）を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）

- ・学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

5. いじめ防止のための取り組み 年間計画

(年間を通じたいじめ早期発見、事案対処、校内研修等の取組)

	取組内容		取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・学級組織づくり(集団づくり) ・家庭訪問 ・いじめ対策委員会 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会(集団づくり) ・生活アンケート ・いじめ対策委員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・こころとからだのアンケート(学校生活アンケート) ・道徳(いじめのない世界へ) ・校外学習(集団づくり) ・脱いじめ傍観者教育 ・SOSの出し方教育 ・いじめ対策委員会 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習(集団づくり) ・地域の方との交流 ・こころとからだのアンケート(学校生活アンケート) ・いじめをなくそう人権教室 ・いじめ対策委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳(いじめのない世界へ) ・CAP ・人権作品制作 ・職員研修 ・生活アンケート ・いじめ対策委員会 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での遊び活動(振り返り) ・たいせつないのち(誕生学) ・奉仕活動 ・教育相談 ・いじめ対策委員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動(振り返り) ・こころとからだのアンケート(学校生活アンケート) ・学校全体での遊び活動 ・教育相談 ・いじめ対策委員会 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳(いのちを考える) ・こころとからだのアンケート(学校生活アンケート) ・学年集会 ・いじめ対策委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修(いじめ対応) ・人権作品発表会 ・学年集会 ・奉仕活動 ・いじめ対策委員会 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習発表会 ・ピンクシャツ・デー ・いじめ対策委員会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳(いのちを考える) ・こころとからだのアンケート(学校生活アンケート) ・いじめ対策委員会 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動(振り返り) ・こころとからだのアンケート(学校生活アンケート) ・職員研修 ・いじめ対策委員会